

意見陳述

平成26年4月14日

大石 強

1 生い立ちと魚介類の摂取状況

原告の大石強です。昭和9年に、今の上天草市姫戸町二間戸に生まれました。現在、80歳です。

私は、17歳（昭和26年）ころから、炭鉱で使用する「坑木」を山から切り出して、出荷するという仕事を始めました。この仕事は、28歳（昭和37年）ころ、大阪に行くときまで続けました。

山から何十キロもの重さのある坑木を運ぶ作業は大変な重労働でしたので、楽しみといえば、朝昼晩の食事でした。仕事で疲れていたし、若かったので、毎日本当によく食べました。食事は、毎日、魚や貝を使った料理でした。アジやサバ、イワシの塩焼き、ガラカブやメバルの煮付け、また、アジをあぶって、その身を入れた味噌汁やアサリの味噌汁などをよく食べました。当時は、肉はほとんど食べたことがありませんでした。

魚は、毎日、家を訪問する行商人から買っていました。行商人は、堀江イツさん、辻浦梅吉さんという名前でした。二人とも地元の行商人で、天秤棒を担いで魚を運んできました。運んでくる魚の多くは、不知火海で獲れた魚でした。

私は26歳（昭和36年）に、妻キヨ子と結婚し、妻も私の家に暮らすようになりました。妻の叔父岩本清は漁師で、御所浦や樋島沖で流し網漁をしており、妻がほとんど毎日、叔父の漁の手伝いに行っていましたので、叔父から、売り物にならない魚をたくさんもらい、それもよく食べました。

2 私の症状

私は、65歳ころから、両足に、からすまがりがおこるようになりました。歳をとるごとにからすまがりや痺れがひどくなり、最近では、足を伸ばすと、筋がぴーんと張って痛くなります。寝るときも、布団の中で手足をのばすだけで痛くなり、それがおさまるまで寝ることができません。

私は車を運転するのですが、もし運転している途中にからすまがりが起こったらと考えると怖いのです。そのため、運転中も、足を動かして、なるべく足が固まらないようにしています。

また、やはり67歳ころから、手足のしびれも感じるようになりました。最近ではしびれもひどくなり、釣りをしているときも、魚がかかったかどうかはわかりません。時計を持っていても、持っているという感覚が鈍く、それを落とすこともありません。

最近、視野が狭くなったと感じます。車をバックさせるとき、前は、少し首を回すだけで、後ろを確認することができたのですが、今は首をかなりまわさないと後ろが見えにくくなりました。

耳鳴りもします。まるで、ぼろい扇風機が回っているような音がします。一度耳鳴りが始まってしまうと、寝るまで続いて、イライラします。

ちょっと前から、ご飯の味もわかりにくくなりました。みんなが「おいしい」と言っているものを食べても、「おいしい」と感じなくなっています。家族と一緒に食事をしていても、どこか寂しさを感じます。

3 提訴したきっかけ

私は、からすまがりやしびれがあっても、それは昔働きすぎて体を無理したからだと思っており、水俣病とは思っていませんでした。

しかし、3年ほど前、私の友達から、その症状は水俣病ではないかと言われました。最初は信じられませんでした。水俣病とは、テレビで見るような、もっと

ひどい症状のことだと思っていました。しかし、友達から「新保健手帳」のことを聞きましたので、まず手帳の申請をしました。しかし、申請してからほどなく、「非該当」という結果が届きました。非該当の理由は、姫戸町が「対象地域外」だからというものでした。

その後、水俣病特別措置法にも申請しましたが、既に新保健手帳の申請をして、非該当となっているため、申請書類が帰って来ました。

私は、非該当の結果が出ていたので、もう救済されることはないと思きらめていたのですが、この裁判のことを聞き、被害者として救済されるためには、この裁判以外にはないと思き、ちゃんと自分も水俣病と認めて欲しいと思き、裁判に加わることを決意しました。

4 訴えたいこと

私は「対象地域」という線引きに納得できません。私の住む姫戸町と、隣町の龍ヶ岳町は、何が違うのでしょうか。裁判に参加している原告の中には、対象地域外の人がいっぱいいます。これだけの数の被害者がいて、なぜ「対象地域外」なのでしょう。あまりにおかしいと思きます。

裁判所におかれましては、すべての水俣病被害者が、少しでも早く救済されるよう、ぜひ、私たちの請求を認めていただきたいと思きます。

以 上